

国家安全保障戦略を具現化するための外交力の抜本的強化を求める決議  
【外交部会・外交調査会・国際協力調査会 決議】

令和5年4月27日  
自由民主党政務調査会

現下の国際情勢を鑑みるに、冷戦後世界において、グローバル化のもとで各国が結びつきを強め、平和と繁栄を追求することを空気のごとく享受してきた時代は、もはや過ぎ去ってしまったと言わざるを得ない。

ロシアによるウクライナ侵略は、一年以上が経過した今も終結に至る見通しが立っていない。これは力による一方的な現状変更の試みであり、国際秩序の根幹を揺るがす暴挙である。無辜の民間人の殺害は重大な国際人道法違反であり、戦争犯罪である。断じて容認できず、改めて厳しく非難する。

インド太平洋地域に目を移せば、北朝鮮による核・ミサイル活動の活発化に加え、中国が国際社会への影響力を強め、現行の国際秩序の改変を推進しようとしていることに伴い、様々な難しい諸問題が提起されるに至っている。欧州とインド太平洋地域の安全保障を切り離して論じることはできず、パワーバランスの歴史的変化も継続している。

地政学的競争の激化は、伝統的な安全保障分野を超えて拡がりを見せるとともに、有事と平時、軍事と非軍事、公的部門と民間部門といった様々な境目が曖昧かつ流動的なものとなってきている。国境を越えたサイバー攻撃、偽情報の拡散を通じた情報戦等は、民間の重要インフラから認知領域に至るまでの幅広い対応能力が必要となっていることを示すに至った。また、自主的な経済的繁栄を実現するとともに技術育成・保全等の観点からも、経済安全保障及び先端重要技術に関する取組みの強化が求められている。

また、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面する中、日本の国益を守るためにも、わが国は法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化するとともに、世界の成長と繁栄の基盤であるルールに基づく自由で公正な経済秩序を発展させていく必要がある。また、わが国経済が成長でき、国際社会が共存共栄できる環境を確保するためにも、気候変動や国際保健を含む人類共通の課題への対応を主導していくことが重要である。

かかる情勢を受け、昨年12月には、戦後の安全保障政策を実践面から大きく転換する「国家安全保障戦略」が決定された。その中では、わが国の安全保障に関わる総合的な国力の要素の第一が「外交力」であることが明記されている。米中対立を基軸としつつ多数のプレイヤーの思惑が絡み合う、極めて複雑な国家間競争が一層激しさを増す中、いわゆるグローバル・サウスと呼ばれる国々への

関与を強化することは最も重要な外交課題の一つとなっている。

こうした中、本年3月、岸田総理は「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）のための新たなプラン」を打ち出した。また、このプランを実現する上で不可欠な、わが国外交の最も重要な手段の一つであるODAに関連し、本年前半を目途に新たな開発協力大綱の策定が進められている。本年はG7議長国及び国連安保理非常任理事国であり、また、FOIPを実現していく上で、最も重要なパートナーであるASEANとの友好協力50周年にも当たる。わが国は自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的価値や原則に基づく国際秩序を堅持・発展・形成するための外交的リーダーシップを国際社会に対して示す必要がある。

戦後日本の安全保障を振り返ってみても、外交に対してこれほどまでに多くを求めた時代はなかったと言える。外交と防衛が国家の根幹にして車の両輪であることを踏まえれば、歴史の岐路に立つわが国として外交力及びそれを支える外交・領事実施体制を飛躍的かつ抜本的に強化することは時代の要請でもあるとの認識のもと、以下のとおり、政府に対して、強力な外交の推進を求めるとともに、予算・定員等の飛躍的な拡充を強く求める。

## **1 危機を未然に防ぐため平和で安定した国際環境を能動的に創出し、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を実現するための強力な外交の推進**

- ロシアによるウクライナ侵略に国際社会が直面する中、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を堅持する上でG7の枠組みの重要性は飛躍的に増大。G7議長国として、この国際秩序を堅持するためにリーダーシップを発揮するとともに、グローバル・サウスを始めとするG7を超えたパートナーと共に国際社会が直面する諸課題に対応すべく、G7広島サミットの成果を着実に実施に移していくこと。
- 力による一方的な現状変更の試みであるロシアによるウクライナ侵略を一刻も早く止めるべく、厳しい対露制裁と強力なウクライナ支援に引き続き取り組んでいくこと。具体的には、戦局の状況を見極め、関係国とも連携しつつ、ウクライナ及び周辺国に対する人道、財政、復旧・復興支援を強力に推進すること。
- 本年3月に岸田総理から打ち出された「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）のための新たなプラン」を、様々な手法を最適な形で組み合わせ実現していくために、その「4つの柱」である①平和の原則と繁栄のルール、②インド太平洋流の課題対処、③多層的な連結性、④「海」から「空」へ拡がる安全保障・安全利用の取組みを念頭に、ODA予算をより一層拡充し、その戦略的活用を推進していくこと。

- 同志国の安全保障能力・抑止力の強化に貢献することにより、わが国との安全保障協力関係の強化や望ましい安全保障環境の創出等に寄与することを目的に、同志国に対して、装備品・物資の提供やインフラの整備等を行う、軍等が裨益者となる新たな協力枠組みである政府安全保障能力強化支援（OSA）の予算をより一層拡充し、戦略的に活用すること。また、そのための体制整備を進めること。
- 防衛装備品の移転が、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出等のための重要な政策的手段となることに鑑み、防衛駐在官の取組を含め、防衛装備移転を円滑に進めるための在外公館による各種支援を強化すること。
- FOIPの新プランの実現において重要地域の一つと明記された東南アジア、とりわけASEANとは、友好協力50周年の機会を最大限活用し、関係の特徴である長年の相互信頼関係の基盤を築いてきた「JENESYS」や、「文化のWA」プロジェクトの後継事業をはじめとした多層的な人的交流及び文化・知的交流を深化させるべく、基金等の枠組みも含め、新たな取組みを推進するとともに、12月に東京で開催する特別首脳会議において、将来のビジョンと幅広い具体的協力を打ち出し、包括的かつ戦略的な関係を深めること。
- 同じく新FOIPプランで重要地域とされる太平洋島嶼国については、中国が同地域への影響力拡大の試みを急激に加速させていることも踏まえて、PIFの「2050年戦略」を支え、創設から10回目を迎える太平洋・島サミット（PALM10）に向けて、インフラの整備や投資を進め、双方の経済発展に資する人的交流や連結性を含めて、一層戦略的に関係強化を行うこと。特に、東アジアの安全保障環境の安定のために、米豪韓との一層の関係強化を図るとともに、欧州諸国やEUとの連携強化を追求しつつ、台湾との関係強化を推進すること。台湾と外交関係を有する国々が多く存在する中南米諸国や大洋州島嶼国とも連携を強化していくこと。
- また、NATO首脳会合及び外相会合への岸田総理及び林外務大臣の出席、日英伊の3か国による次期戦闘機の共同開発に関する合意、日英部隊間協力円滑化協定の署名等、欧州との安全保障・防衛協力の進展を踏まえ、欧州諸国、EU及びNATOによるインド太平洋への関与を一層強化すべく取り組んでいくこと。また、ロシアによるウクライナ侵略の影響を大きく受ける中央アジア・コーカサス地域との連携の強化に引き続き取り組んでいくこと。
- 現実の安全保障上の課題に適切に対応しつつ、「核兵器のない世界」に向けた現実的かつ実践的な取組を進めること。国際的な軍縮・不拡散の取組みに積極的に貢献すること。
- ロシアのウクライナ侵略等により国連が試練の時にある中、安保理非常任理

事国として、各国との緊密な意思疎通を通じ、安保理が本来の役割を果たすよう尽力すること。また、安保理改革はもちろんのこと、総会、事務総長、平和構築委員会等の役割を高め、国連の機能強化を主導すること。

- 国際社会における日本のプレゼンス強化のため、国連関係機関の日本人職員を2025年までに1,000人とするとの目標も念頭に、国際機関の選挙対策、人材育成を含め、国際機関の邦人職員（ハイレベルを含む。）の増強に向けた取組みを強化するとともに、国際機関の戦略的活用を進めること。
- わが国と中南米を含む諸外国との間の強い絆の礎となっており、各国地域コミュニティにも広く貢献している国内外の日系人・日系社会との連携・交流を推進していくこと。そのために、特に北米・中南米諸国において、次世代の日系社会の指導者との連携強化、国内外における日系社会のプレゼンス向上、現地の日系人団体の活動及び施設等に対する各種支援等を強化していくこと。
- 安全保障の裾野が経済・新興技術分野にまで拡大する中、特にG7や日米豪印を始めとする同志国と連携を強化しつつ、経済的依存関係を利用した経済的威圧への対抗、ODAの活用などを通じたサプライチェーンの強靱化、特定重要物資の安定供給確保などに取り組むこと。
- エネルギー・重要鉱物資源、食料・肥料等、国民生活に甚大な影響を与える分野において、普遍的価値を共有する国・地域との連携を強化し、安定的な供給を確保するために総合的な安全保障を推進すること。これらの物資が外交上のツールとなり得ることも踏まえて、戦略的な外交を推進すること。
- 国際社会における法の支配の確立の重要性や国際法に基づく紛争解決の重要性の高まりを踏まえ、国際法に関するわが国の立場を適切に主張・発信し、国際ルールの形成に積極的に貢献すること。その基盤として、国際裁判手続に関する知見の増進や、国内外の専門家との関係強化に努め、国際法分野における体制を一層強化すること。
- 同様の問題意識から、気候変動に伴う海面上昇は、日本のみならず太平洋島嶼国を始めとする世界の海洋国家が共通して直面している新たな課題であるところ、わが国が率先して法的安定性の観点から解決策を提示し、二国間及び多国間の様々な枠組みを通じて国際社会の共通認識を得るべく積極的に取り組むこと。

## **2 国際経済秩序の維持及び発展に貢献し、日本の経済成長を強力に後押しするための経済外交の推進**

- 世界第三位の経済大国であり、開かれ安定した国際経済秩序の主要な担い手として、ルールに基づく自由で公正な経済秩序を維持・拡大するために、環

太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）の高いレベルの維持や、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定の透明性のある履行の確保、その他の経済連携協定に関する取組み、投資協定の締結、インド太平洋経済枠組み（IPEF）の具体化等を進めること。

- 特定の国家による非軍事的な圧力により、国家の自主的な外交政策の意思決定や健全な経済発展が阻害されることを防ぎ、開かれ安定した国際経済秩序と関係する国際機関とも連携しつつ維持・強化していくこと。具体的には、世界貿易機関（WTO）を中核とした自由で公正、ルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化を図りつつ、非市場的な貿易措置・慣行や経済的な威圧等の諸課題に対抗するために、わが国の対応策を強化しつつ、経済協力開発機構（OECD）等において同盟国・同志国と連携し、国際規範の強化のために取り組んでいくこと。デジタル分野でも、「信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）」の推進のため、WTO電子商取引交渉など、国際的なルール作りで中心的な役割を果たすこと。
- 日本企業の海外展開支援に積極的に取り組むとともに、日本産食品の輸出促進、特に東日本大震災後に導入された各種輸入規制措置の全廃に向け、政府一丸となって働きかけていくこと。また、2025年大阪・関西万博の成功に向け引き続き力強く取り組むこと。
- 日本の経済成長の後押しとするなど、国益に直接裨益する形でODAを戦略的に活用する観点から、ODAとその他の公的資金等様々なスキームを有機的に組み合わせて相乗効果を高め、日本企業との連携も検討しつつ日本の強みを活かした魅力的なメニューを作り、積極的に提案していくオファー型協力を強化すること。
- 世界各地の人権状況改善は日本を含む価値を共有する国々にとって望ましい国際環境を構築することに直結。わが国でも公共調達における人権尊重配慮の取組みなど具体的な進展があったが、引き続き、各国政府のみならず企業を含め社会経済活動全体で人権尊重の取組みが進むようわが国らしい人権外交を主体的かつ積極的に推進すること。
- また、開発途上国の課題解決に係る民間企業との連帯を強化し、民間資金を動員するためのODAの推進、スタートアップや中小企業を含む民間企業の後押し、民間人材の研修・留学の充実化といった取組みを推進すること。途上国と共に創り出した解決策や付加価値を日本に環流し、地方創生の観点からも日本の地域社会の国際化や経済活性化を後押しするため、JICA海外協力隊の一層の活用を図ること。
- 相互互恵的な経済協力の実施と国際的な枠組み・ルールの維持・強化を図ること。具体的には、一部の国家等による不透明な形での途上国支援に起因し

て、被援助国が「債務の罠」に陥る状況を回避するために、各国等が国際的なルール・基準を遵守し、透明で公正な開発金融を行うよう、国際的な取組みを主導すること。

### 3 デジタル技術・A Iも活用した情報力（収集・分析・発信）の抜本的強化及びそのための基盤構築・強化

- 国家間の対立・競争関係が一層明確になる中、一部の国は、国際的な世論を自らにとって有利な方向に誘導するための情報戦・影響力工作を強化している。わが国として認知領域における情報戦に対応するためには、特に情報空間における各国の動向やその意図・帰結を的確に分析し、その結果を踏まえた効果的な戦略的発信を行っていくことが待ったなしの課題である。また、厳しい国家間競争の時代に、わが国の国益を確保するためには、地政学的な国際情勢の動向や各国の戦略的意図に関する正確な情報収集・分析が不可欠である。さらに、こうした取組においては、政府が保有するあらゆる情報手段を活用した総合的な分析（オール・ソース・アナリシス）により、政策部門への高付加価値の分析結果の提供を行える態勢が重要である。かかる認識のもと、以下の強力な推進を含めて情報力を抜本的に強化すること。
  - ✓ A Iの大規模な導入も検討しつつ、プラットフォームの立ち上げを含め情報収集・分析能力を強化すること。
  - ✓ 公電情報も含め外務省が収集・管理する情報をA I等も活用して分析しつつ迅速かつ自在に組み合わせる体制整備を進め、情報・政策・発信の各部門が有機的に連携し、情報収集・分析の結果を、直接発信を含む、あらゆるアセットを用いた効果的な戦略的発信の抜本的強化につなげること。
  - ✓ 同盟国・同志国とのさらなる情報共有のためにも、サイバー安全保障分野での対応能力を欧米主要国と同等以上に向上させる必要があり、外務省独自暗号の開発のほかゼロトラスト型セキュリティを導入するとともに、サイバー関連の機構・体制を拡充・強化すること。
  - ✓ 情報戦を戦う上での基礎能力であるカウンターインテリジェンス能力を強化すること。
  - ✓ 情報収集・分析、発信能力強化のためには、在外公館の幅広いネットワークと、本省を含む専門性の高い人員の活用が不可欠であり、本省、在外公館双方において民間部門のさらなる活用を含め、体制を大幅に増強すること。
- わが国が好意的に受け入れられる国際環境を醸成するため、日本文化紹介や外国人材向けを含む日本語学習支援等の人的・文化交流及びジャパン・ハウ

スの活用、海外における日本研究の促進等を通じた親日派・知日派育成、人的ネットワーク構築の強化に取り組むこと。

- 東日本大震災からの復興プロセスにおいて重要な課題であるALPS処理水の海洋放出について、国際社会に科学的根拠に基づく正確な情報が理解されるよう、国際原子力機関（IAEA）によるレビューを受けつつ、国内外における透明性の高い情報提供に努めるなど、戦略的対外発信を一層強化すること。
- わが国の領土・主権・歴史等について、情報収集や調査・研究・分析を強化するとともに、国内への啓発を強化すること。また、国際社会において客観的事実に基づく正しい認識が形成され、わが国の基本的立場やこれまでの取組みが正当な評価を受けるよう戦略的に対外発信を強化し、いわれなき中傷には毅然と対応すること。

#### **4 気候変動や国際保健を始めとした地球規模課題への対応と人間の安全保障の推進**

国際社会の関心がウクライナに集まる中、グローバル・サウスへの関与を強化することは日本外交の最重要課題の一つとなっている。気候変動・環境、国際保健等の地球規模の諸課題は途上国・脆弱国にとって極めて重要かつ支援を必要としている分野でもある。国際社会における日本のプレゼンス強化の観点からも、以下の事項を含め、強力なリーダーシップを発揮すること。

- 本年は2030年のSDGs達成に向けた中間年であるにもかかわらず、新型コロナウイルスの影響も受けてその進捗に大幅な遅れが生じていることを認識し、SDGs達成に向けた取組みを加速化すること。特に人間の安全保障の推進に向けた取組みを強化し、開発途上国の支援や地球規模課題への取組みを拡充すること。
- 2050年までのカーボンニュートラルを含む世界の脱炭素化実現を始めとする気候変動対策、生物多様性保全やプラスチック汚染対策を始めとする環境、防災、教育、貧困撲滅、人道、難民・避難民問題、国際保健、女性のエンパワーメントといった地球規模課題への国際的な取組みにおいて、主導権をめぐる争いが激化しているとの認識のもと、こうした取組みを主導するため、わが国の科学技術・イノベーションも活用するとともに、ODAによる二国間の支援や質の高い柔軟な拠出を含む拠出金を活用した国際機関・NGOを始めとする市民社会等を経由した支援の増強、わが国が知見を有する災害や人道危機への緊急対処能力の強化に取組み、民間資金の動員も促しつつ、戦略的かつ効果的な開発協力を推進すること。特に国際機関等を通して国際場裏における課題設定やルール作りを主導するため、邦人職員の増強に

取り組むとともに、国際機関等への任意拠出金をしっかりと確保していくこと。

- 将来のパンデミックに備える観点から、官民資金の飛躍的な拡充を図りつつ、保健関連機関と一層連携し、グローバルヘルス・アーキテクチャーの構築に貢献し、健康危機に対する予防・備え・対応を強化し、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成を目指すほか、感染症危機対応医薬品等を含むヘルス・イノベーションの促進やその公平なアクセスの確保等を通じて、新型コロナにより対応が後退した国際保健上の課題の解決に貢献すること。
- 国際機関への拠出金も含め、ODAについては、着実にフォローアップし、被援助国の理解はもとより、日本外交や日本経済にODAが果たす役割を含め、ODAに係る国民の理解と支持をより一層得るための取組みを強化すること。

## 5 国家安全保障戦略を具現化する外交力及びそのための外交・領事実施体制の抜本的強化

上記1から4までのとおり、国際社会が歴史の岐路に立つ中、わが国の外交課題は一層山積している。外交と防衛は国家の根幹にして車の両輪であることを踏まえ、「国家安全保障戦略」では、最終的な担保である「防衛力」に先んじて、わが国の安全保障に関わる総合的な国力の第一の要素が外交力であることが明記されている。これは、防衛力の抜本的な強化に併せて、外交力及びそれを支える外交・領事実施体制を飛躍的かつ抜本的に強化することが時代の要請であることを如実に示している。こうした認識のもと、外務省の予算・定員・機構について以下の実現を政府に対して強く求める。

- 外務省予算については、以下の事項を含め、従来の延長から脱却し、飛躍的に拡充すること。
  - ✓ わが国の外交力の裏付けとなるODAに関し、上述の取組みを推進するため、対国民総所得(GNI)比でODAの量を0.7%とする国際的目標の達成を早期に図るとともに、本年前半を目処に策定される開発協力大綱を実現するため、ODAを大幅に拡充すること。
  - ✓ 特に、FOIPの新たなプランの強力な推進、ウクライナ支援を含め、幅広い開発途上国に対して戦略的なODAを実施する観点から、無償資金協力及び技術協力をより一層拡充すること。また、地球規模課題への国際的取組みを主導する観点から、国際機関等への拠出を拡充すること。
  - ✓ ASEANとの連携強化、OSAの拡充、情報力の抜本的強化等を推進すべく予算を大幅に拡充すること。また、DX及び情報セキュリティ強化、専門人材の育成、邦人保護を含む領事体制の強化、施設強靱化を含



む外交活動の基盤強化等を実現するため、足腰予算を今後数年間にわたり大幅に拡充すること。

- 外交の要諦は「人」である。外務省定員は、米英仏独や中露等の主要国の人員体制と比較して依然として大幅に後れを取っている。かかる状況を踏まえ、また、「国家安全保障戦略」の具現化の観点から、以下の事項を含め外務省の人員体制を主要国並に飛躍的に増強し、2030年代初頭までに8,000名を目指すこと。
  - ✓ 極めて複雑な国家間競争が一層激しさを増す中、戦略的ODAやOSAの実施といった新たな課題に加え、その最前線における相手国政府等との間での強固な人脈形成を担うとともに、情報収集、情報保全、邦人保護、緊急事態対応等、在外公館の役割が急激に拡大している一方、定員数の増加が追いついていない。こうした状況を踏まえ、特に複数業務の兼務が常態化している定員10人未満の小規模公館（約120公館）の人的体制を抜本的に拡充すること。また、中規模以上の在外公館においても体制強化は喫緊の課題。外交の「継戦能力」を確保・強化する観点から体制強化を強力に進めること。
  - ✓ スーダンにおける現下の軍事衝突を含め世界各地における紛争、災害、テロ等の緊急事態への対応、最近発生した中国邦人拘束事案への対応等を含め、海外における邦人保護は外務省の最も重要な使命の一つであることを踏まえ、領事定員（約450名）を主要国並に拡充すること。また、訓練の拡充等を通じて邦人保護にかかる能力を向上させること。さらに、国民の利便性を向上させるため、また「人」による対応が不可欠な邦人保護業務に領事が集中できるよう、領事サービスのさらなるデジタル化を進めること。これらにより、質・量共に領事体制の抜本的強化を図り、国際的な人的往来の再活性化を踏まえた邦人保護に万全を期すこと。
  - ✓ 職員が個々の能力を最大限発揮し、活力とやりがいをもって職務に取り組むことができる勤務環境を整備することは、外交力強化の観点から急務である。様々な専門性を有する多様な人材確保に積極的に取り組むとともに、ワークライフバランスの改善や、より多様で柔軟かつ生産性の高い働き方を可能とすべく、AIも活用しつつデジタル化・業務合理化及び働き方改革に向けた各種取組みを一層強化するとともに、各システムの統合及び最適化による環境整備を強力かつ計画的に進めること。
- 在外公館については、引き続き「数」のみならず、真に外交力強化に資する形で「質」の拡充を図ること。
  - ✓ アフリカ地域を始めとして、中国が在外公館を置いている一方で日本の

在外公館が置かれていない国や日本に相手国の在外公館がある一方で、相手国に日本の在外公館がない国も引き続き存在する。こうした状況も踏まえ、小規模公館はもとより既存の在外公館の体制強化を図るとともに、250公館の実現に向けて戦略的に進めること。また、公館数の増加に見合う在外公館の定員数の増加も図ること。

- ✓ 悪化する国際情勢や急激な為替変動・インフレ等、厳しい環境にあつて、在外公館の業務が大幅に増大する中で、また、米国ワシントンDC在勤のわが国大使館館員の給与・手当の水準は、同地のOECD加盟国29か国中19番目と低位に位置する中、職員が外交官としての使命を果たしていくためにふさわしい欧米主要国並の待遇、手当等を実現すること。あらゆる環境において外交活動を継続できるよう、また、業務遂行に当たって職員が自己負担を強いられることのないよう、旅費や警備等の活動経費の確保など、旅費法改正に向けた動きも踏まえつつ、環境整備を行うこと。
- ✓ 在外公館は日本の「顔」であり、最後の「砦」。一方、在外公館関係施設の整備は、様々な制約からこれまでともすれば後回しになりがちであった現実もある。現下のスーダン情勢のような緊急時対応や邦人保護、情報保全等の新たな脅威に備える観点からは、時代に即した施設整備が喫緊の課題。在外公館施設の新設・修繕を含む営繕予算や人員体制の増強を念頭に、老朽化している施設はもとより、在外公館の強靱化を本年度から計画的に着手し、強力に推進すること。

(了)